

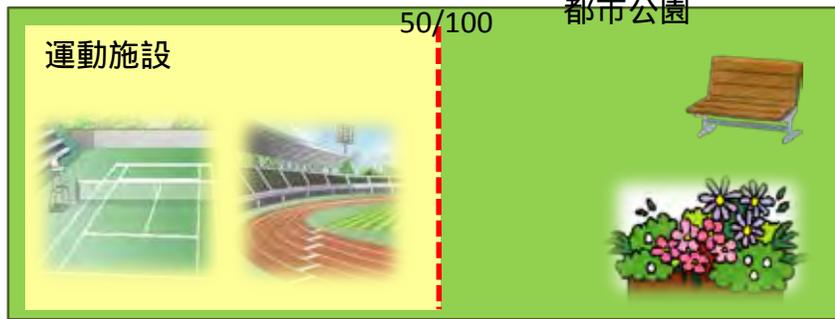
都市公園における運動施設の敷地面積に係る基準の弾力化

政令改正

提案主体：岐阜県

現在

都市公園の中の運動施設の敷地面積は、都市公園の敷地面積全体の100分の50以下と規定



支障

- ・バリアフリー化ができない
- ・記者室やドーピングコントロール室等が新設できず、国際大会等の誘致条件に対応できない

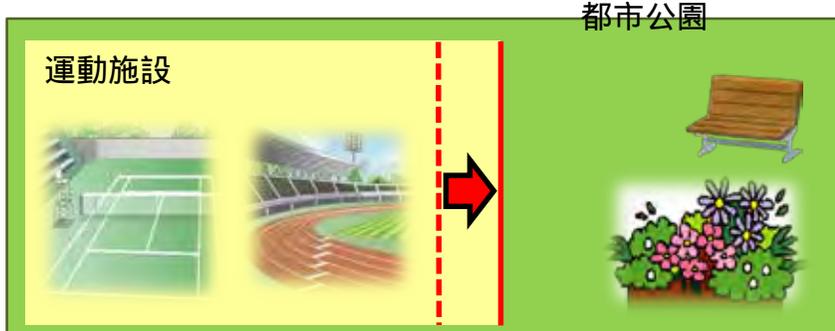
岐阜県：49.967%
改修後：50.25% (試算)



見直し

提案実現後

運動施設の敷地面積の割合の上限(100分の50以下)を弾力化(具体的な制度設計について平成28年中に結論)



効果

地域ニーズを踏まえた運動施設の整備促進

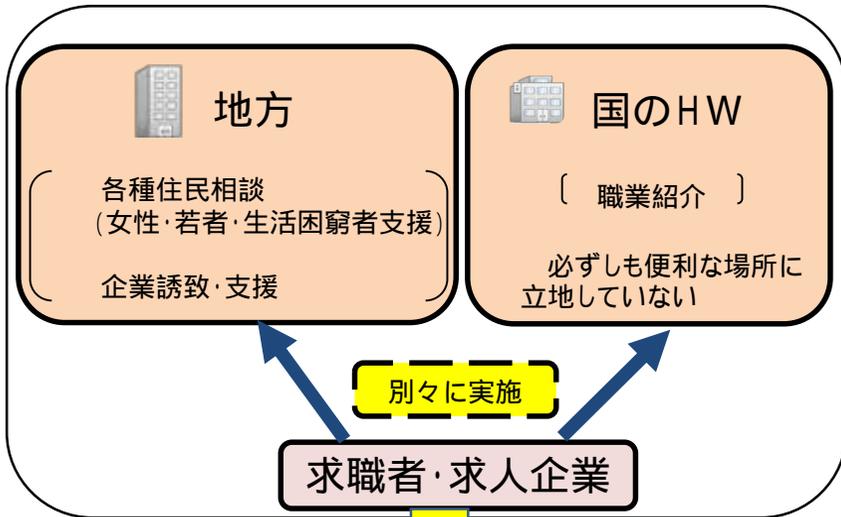
【例】
バリアフリー化の推進
スポーツイベントの誘致など

地域の活性化



新たな雇用対策の仕組み (職業安定法、雇用対策法)

現行法



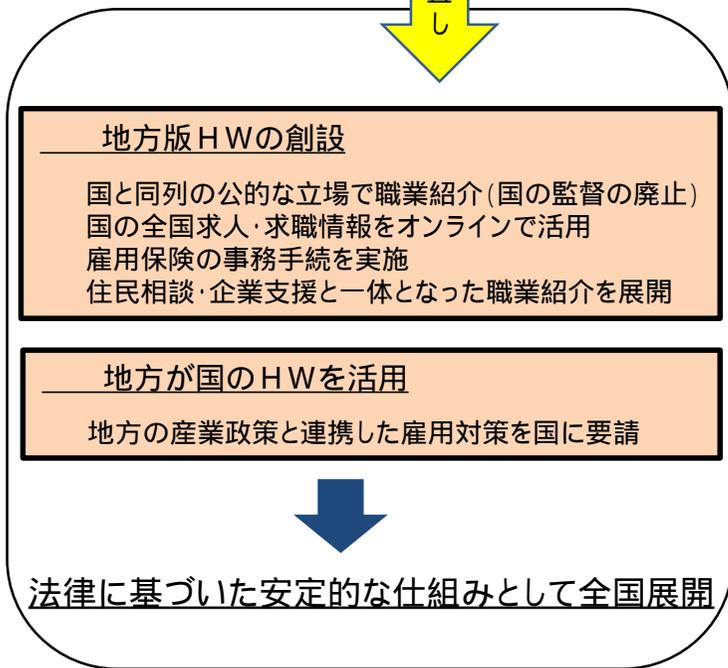
事例 子育てが一段落したAさんの場合

Aさんは、市の女性センターに社会参加を相談する中で、再就職を考えるようになった。
しかし、職業紹介は、遠く離れた国のHWに出向き、改めて再就職の動機から説明する必要。

事例 県内に工場新設を検討しているB社の場合

B社は、県に財政支援や用地の分譲を相談。
しかし、人材の紹介は、国のHWに相談しなければならず、別々の窓口
に足を運ぶ必要。

見直し後



事例 市が女性センターに地方版HWを併設

自宅に近い女性センターで、自分に合った社会参加(再就職)を決められた上に、職業紹介もしてもらい、いい職場に再就職!



Aさん

身近な場所でワンストップサービスを実現

事例 県が地方版HWを設置

知事から国に県の産業政策と連動した人材確保を要請

県が財政支援等だけでなく、人材紹介も含め、総合的に支援する体制を整えているので、工場新設を決めた。
県独自の紹介に加えて、国のHWの全国的なネットワークも活用して紹介してもらえた!



B社

産業政策と一体化した雇用政策を展開

利用者の利便性向上

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第6次地方分権一括法案）の概要

平成28年3月
内閣府地方分権改革推進室

平成28年3月11日
閣議決定

第6次地方分権一括法案

「提案募集方式」における地方公共団体からの提案等を踏まえた「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）に沿って、地方公共団体への事務・権限の移譲等について、関係法律の整備を行う。

提案募集方式を活用した地方分権改革

これまでの地方分権改革の成果を踏まえ、平成26年より「提案募集方式」を導入し、地方の発意に根差した取組を推進

改正内容

【15法律を一括改正】

地方公共団体への事務・権限の移譲等（11法律）

A 国から地方公共団体への事務・権限の移譲

- ・食鳥検査に係る指定検査機関の指定・監督
- ・法定上限を超える漁業近代化資金の貸付けに係る承認

C 地方公共団体等への権限の付与

- ・港湾・漁港管理者による災害時の放置車両の移動等を可能に
- ・義務教育諸学校の医療費援助事務におけるマイナンバー制度による情報連携の範囲拡大
- ・公立大学法人による長期借入金等、出資及び大学附属の学校の設置を可能に

B 都道府県から市町村への事務・権限の移譲

- ・工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定等
- ・高齢者居住安定確保計画の策定

D 新たな雇用対策の仕組み

- ・地方版ハローワーク(HW)の創設
- ・地方公共団体が国のHWを活用する枠組みの創設

国と地方の連携を抜本的に拡充した新たな雇用対策を、全国かつ安定的な仕組みとして構築

地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し（4法律）

- ・地方社会福祉審議会において調査審議できる事項に精神障害者福祉に関する事項を追加
- ・都道府県による一定の保安林の解除に係る協議における農林水産大臣の同意廃止
- ・国、都道府県及び建築主事を置く市町村の公共建築物に対する定期点検の見直し
- ・都道府県による水質汚濁物質の総量削減計画策定に係る協議における環境大臣の同意廃止

施行期日

直ちに施行できるもの → 公布の日 地方公共団体への事務・権限の移譲を行うもの → 平成29年4月1日
、に依り難い場合 → 、以外の個別に定める日

改正法律一覧（15法律）

地方公共団体への事務・権限の移譲等（11法律）

A 国から地方公共団体への事務・権限の移譲

〔食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律〕

食鳥検査に係る指定検査機関の指定・監督

〔漁業近代化資金融通法〕

法定上限を超える漁業近代化資金の貸付けに係る承認

B 都道府県から市町村への事務・権限の移譲

〔工場立地法〕

工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定等

〔高齢者の居住の安定確保に関する法律〕

高齢者居住安定確保計画の策定

C 地方公共団体等への権限の付与

〔災害対策基本法〕

港湾・漁港管理者による災害時における放置車両の移動等を可能に

〔行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律〕

義務教育諸学校の医療費援助事務におけるマイナンバー制度による情報連携の範囲拡大

〔地方独立行政法人法、学校教育法及び

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律〕

公立大学法人による長期借入金等、出資及び大学附属の学校の設置を可能に

D 新たな雇用対策の仕組み

〔職業安定法〕

地方版ハローワークの創設

〔雇用対策法〕

地方公共団体が国のハローワークを活用する枠組み

義務付け・枠付けの見直し（4法律）

〔社会福祉法〕

地方社会福祉審議会において調査審議できる事項に精神障害者福祉に関する事項を追加

〔森林法〕

都道府県による一定の保安林の解除に係る協議における農林水産大臣の同意廃止

〔建築基準法〕

国、都道府県及び建築主事を置く市町村の公共建築物に対する定期点検の見直し

〔水質汚濁防止法〕

都道府県による水質汚濁物質の総量削減計画策定に係る協議における環境大臣の同意廃止

地方版ハローワークの創設（職業安定法）

地方公共団体が**民間事業者とは明確に異なる公的な立場**で無料職業紹介を実施

法律上、地方公共団体が行う無料職業紹介を**独立した章に位置づけ**

地方公共団体が無料職業紹介を行う際の**国への届出を廃止**

民間事業者と同列に課されている**規制（職業紹介責任者の選任等）や監督（事業停止命令等）を廃止**

利用者保護の観点から、名義貸しをして他人に無料職業紹介事業を行わせることは引き続き禁止

（改正前）

	国の許可	国の規制・監督
国 (ハローワーク)	—	—
無料職業紹介事業者 (地方公共団体含む)	(地方は届出)	

（改正後）

	国の許可	国の規制・監督
国 (ハローワーク)	—	—
地方公共団体 (地方版ハローワーク)	—	×
無料職業紹介事業者		

国に通知(事後で可。地方版ハローワークの設置状況の把握や国による支援のため)

無料職業紹介を行う地方公共団体に対し、**国のハローワークの求人情報及び求職情報をオンラインで提供**

地方公共団体が国のハローワークを活用する仕組み（雇用対策法）

国と地方公共団体は、雇用に関する施策について、**協定の締結**や同一施設における**一体的な実施**などにより連携
労働者の職業の安定に関する必要な措置の実施について、**地方公共団体の長から厚生労働大臣に要請**が可能

- A 国から地方公共団体への事務・権限の移譲

食鳥検査に係る指定検査機関の指定・監督(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律)

食鳥検査に係る指定検査機関の指定・監督権限を都道府県、保健所設置市及び特別区へ移譲し、これらの地方公共団体において指定検査機関の指定と食鳥検査の委任を一元的に行うことにより、効果的な食鳥検査の実施に資する。

権限	国	都道府県等
食鳥検査の実施 (指定検査機関への委任可)		
食鳥検査に係る指定検査機関の指定・監督	→	→

法定上限を超える漁業近代化資金の貸付けに係る承認(漁業近代化資金金融通法)

都道府県の利子補給に係る漁業近代化資金の法定上限を超過する場合の手続について、農林水産大臣の承認を得ることなく、農林水産大臣が定めた基準に基づき、都道府県知事が承認する仕組みとすることにより、融資手続の迅速化が図られ、漁業者の負担軽減に資する。

権限	国	都道府県
法定上限を超過する場合の承認	→	→

- B 都道府県から市町村への事務・権限の移譲

工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定等(工場立地法)

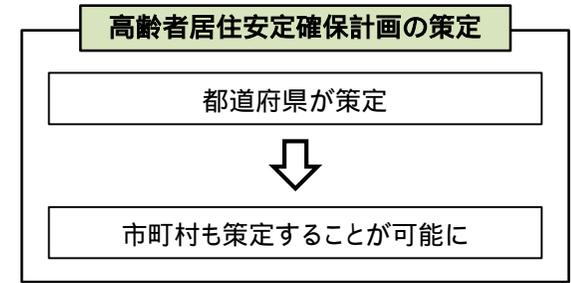
現行、市まで移譲されている工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定権限及び事務処理権限を、都道府県から町村に移譲することにより、町村が周囲の環境と調和を図りつつ、地域の実情に応じた企業支援を行うことで、地域経済の活性化及び雇用の促進に資する。

権限		都道府県	市町村
工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定等	市部		
	町村部	→	→

- B 都道府県から市町村への事務・権限の移譲

高齢者居住安定確保計画の策定(高齢者の居住の安定確保に関する法律)

都道府県が策定することとなっている高齢者居住安定確保計画について、市町村でも策定できるようにすることにより、よりきめ細やかに地域の実情を踏まえたサービス付き高齢者向け住宅の立地の誘導等、市町村の主体的なまちづくりの推進に資する。



- C 地方公共団体等への権限の付与

港湾・漁港管理者による災害時における放置車両の移動等を可能に(災害対策基本法)

臨港道路の管理者(港湾管理者)及び漁港道路の管理者(漁港管理者)による放置車両の移動を可能とすること等により、大規模災害発生時における臨海部の緊急輸送ルートの円滑かつ迅速な確保に資する。

大規模災害発生時における放置車両の移動権限			
道路管理者 (国道、県道等)			
港湾管理者 (臨港道路)	×	→	
漁港管理者 (漁港道路)	×	→	

義務教育諸学校の医療費援助事務におけるマイナンバー制度による情報連携の範囲拡大

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)

学校保健安全法による医療費援助に係る事務処理について、マイナンバー制度による情報連携の範囲に生活保護関係情報及び地方税関係情報を追加することにより、援助申請時の添付書類を省略でき、住民の利便性向上、地方公共団体の事務処理の効率化に資する。

生活保護の要保護者等である義務教育諸学校の児童又は生徒が、結膜炎や中耳炎などの一定の疾病にかかり、学校から治療の指示を受けた場合に受ける援助。

マイナンバー制度による情報連携の範囲			
住民票関係情報			
生活保護関係情報	×	→	○
地方税関係情報	×	→	

- C 地方公共団体等への権限の付与

公立大学法人による長期借入金等、出資及び大学附属の学校の設置を可能に
(地方独立行政法人法、学校教育法及び
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)

公立大学法人による設立団体以外の者からの長期借入金等、承認TLO
への出資及び大学附属の学校の設置を可能とすることにより、自主性・自
律性の高い経営、教育研究の活性化や新産業の創出、大学と附属学校の
一体的な運営に資する。

大学等技術移転促進法に基づく承認を受けた技術移転機関

長期借入金等、出資及び大学附属の学校の設置の権限

国立大学法人		→
公立大学法人	x	

義務付け・枠付けの見直し

地方社会福祉審議会において調査審議できる事項に精神障害者福祉に
関する事項を追加 (社会福祉法)

都道府県、指定都市及び中核市に設置されている地方社会福祉審議会におい
て、条例で規定することにより、精神障害者福祉に関する事項も調査審議でき
ようになり、障害者福祉(身体、知的、精神)について一体的な議論・施策の実施
に資する。

精神障害者福祉に関する事項については、現在は、地方精神保健福祉審議会における調
査審議事項とされており、同審議会において引き続き調査審議することもできる。

精神障害者福祉について調査審議できない



精神障害者福祉についても調査審議が可能

都道府県による一定の保安林の解除に係る協議における農林水産大
臣の同意廃止 (森林法)

防風保安林、なだれ防止保安林等(法25条1項4号から11号に掲げる目的を達成するために指
定される保安林)のうち、保安施設事業等の区域内にあるものの解除における国
への同意協議について、同意を要しない協議に見直すことにより、地域による自
律的な土地利用に資する。

災害を防止するために行う、荒廃山地の復旧整備や海岸防災林の造成等の治山事業。

都道府県から国への同意協議が必要



同意を要しない協議に見直し

義務付け・枠付けの見直し

国、都道府県及び建築主事を置く市町村の公共建築物に対する定期点検の見直し (建築基準法)

国、都道府県及び建築主事を置く市町村の倉庫等の公共建築物について、現行制度上は一律に定期点検の対象とされているところ、当該市町村等の判断により、安全、防火、衛生の観点から支障がないものについて、定期点検の対象から除外することが可能となり、行政の効率化や建築行政の充実に資する。

建築物が経年しても防火上の基準を満たしているか等の点検

建築主事を置く市町村等の公共建築物のうち、定期点検の対象とするものを、法で全国一律に規定



安全、防火、衛生の観点から支障がないものについて、市町村等の判断で定期点検の対象から除外することが可能に

都道府県による水質汚濁物質の総量削減計画策定に係る協議における環境大臣の同意廃止 (水質汚濁防止法)

都道府県が水質汚濁物質の総量削減計画を策定する際、環境大臣との協議のみで策定できるようになり、都道府県の事務負担の軽減に資する。

都道府県が総量削減計画を策定する際、環境大臣の同意が必要



同意が不要になり、協議のみで策定できるように

(参考)

- ・第1次地方分権一括法(H23.4成立) 義務付け・枠付けの見直し
- ・第2次地方分権一括法(H23.8成立) 都道府県から市町村への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し
- ・第3次地方分権一括法(H25.6成立) 都道府県から市町村への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し
- ・第4次地方分権一括法(H26.5成立) 国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲
- ・第5次地方分権一括法(H27.6成立) 国から地方公共団体又は都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し

平成27年の地方からの提案に関する対応状況

(件数)

年	分類				合計
		提案の趣旨を踏まえ対応	現行規定で対応可能	小計	
H26		263	78	341	535
H27		124	42	166	228

実現・対応の割合
63.7%
72.8%

9.1ポイント増

平成27年提案募集における都道府県別の提案団体数について

都道府県名	提案団体数		合計
	都道府県	市町村	
北海道	0	2	2
青森県	0	0	0
岩手県	1	0	1
宮城県	1	0	1
秋田県	1	0	1
山形県	1	0	1
福島県	1	1	2
茨城県	1	1	2
栃木県	1	1	2
群馬県	1	0	1
埼玉県	1	1	2
千葉県	1	2	3
東京都	1	1	2
神奈川県	1	4	5
新潟県	1	1	2
富山県	1	2	3
石川県	1	0	1
福井県	1	1	2
山梨県	1	0	1
長野県	1	0	1
岐阜県	1	3	4
静岡県	1	0	1
愛知県	1	2	3
三重県	1	0	1

都道府県名	提案団体数		合計
	都道府県	市町村	
滋賀県	1	1	2
京都府	1	1	2
大阪府	1	2	3
兵庫県	1	2	3
奈良県	1	0	1
和歌山県	1	0	1
鳥取県	1	0	1
島根県	1	1	2
岡山県	1	2	3
広島県	1	0	1
山口県	1	1	2
徳島県	1	0	1
香川県	1	1	2
愛媛県	1	2	3
高知県	1	0	1
福岡県	0()	1	1
佐賀県	1	0	1
長崎県	1	0	1
熊本県	0()	2	2
大分県	0()	1	1
宮崎県	0()	0	0
鹿児島県	0	0	0
沖縄県	0	0	0

都道府県名	提案団体数
関西広域連合	1
中国地方知事会	1
九州地方知事会	1
日本創生のための将来世代 応援知事同盟	1
全国市長会	1
全国町村会	1
指定都市市長会	1
中核市市長会	1
特別区長会	1

合計	9	(B)
----	---	-----

総数	87	(A + B)
----	----	---------

合計	39 (43)	39	78 (A)
----	---------	----	--------

()の4県は、九州地方知事会として提案しているため、それを加えると43都府県

平成27年提案募集における都道府県別の提案数について

都道府県名	提案数		合計
	都道府県	市町村	
北海道	0	4	4
青森県	0	0	0
岩手県	1	0	1
宮城県	4	0	4
秋田県	2	0	2
山形県	2	0	2
福島県	2	1	3
茨城県	3	1	4
栃木県	8	3	11
群馬県	3	0	3
埼玉県	11	4	15
千葉県	1	4	5
東京都	2	2	4
神奈川県	8	13	21
新潟県	10	2	12
富山県	9	2	11
石川県	2	0	2
福井県	4	4	8
山梨県	2	0	2
長野県	4	0	4
岐阜県	3	12	15
静岡県	1	0	1
愛知県	10	6	16
三重県	4	0	4

都道府県名	提案数		合計
	都道府県	市町村	
滋賀県	60	3	63
京都府	62	20	82
大阪府	54	6	60
兵庫県	100	2	102
奈良県	3	0	3
和歌山県	80	0	80
鳥取県	77	0	77
島根県	2	1	3
岡山県	2	3	5
広島県	7	0	7
山口県	4	1	5
徳島県	99	0	99
香川県	16	1	17
愛媛県	17	4	21
高知県	12	0	12
福岡県	0	1	1
佐賀県	2	0	2
長崎県	12	0	12
熊本県	0	2	2
大分県	0	1	1
宮崎県	0	0	0
鹿児島県	0	0	0
沖縄県	0	0	0

都道府県名	提案数
関西広域連合	62
中国地方知事会	12
九州地方知事会	15
日本創生のための将来世代 応援知事同盟	3
全国市長会	2
全国町村会	1
指定都市市長会	6
中核市市長会	2
特別区長会	1

合計	104	(B)
----	-----	-----

総数	912	(A + B)
----	-----	---------

合計	705	103	808	(A)
----	-----	-----	-----	-----

表における提案数は、共同提案について、提案団体ごとに集計したものであり、提案総数334件とは一致しない。

1 成果の主要因

(1) 提案のための準備・検討の充実

提案募集時期の前倒し

提案のための準備・検討の期間を充実

事前相談を必ず行っていただくようお願い

各提案(相談)において、

ア 提案の背景、支障事例等の聞き取り

イ 過去の経緯や関連制度の精査

ウ 予想される論点の事前整理

を事務局と提案団体との間でやり取り

地域の実情に即し、実際の支障事例を踏まえた説得力ある提案をもって臨むことができた。

(多くの提案団体から、「提案の趣旨や内容を理解してもらうことができた」、「提案の説得力・成熟度を増すことができた」との声)

重点事項メルクマールの整理

平成27年重点事項のメルクマール

ア 地方創生に資するもの

イ これまでの地方分権改革の取組を加速・強化するもの

(例)・関連・類似事務の状況から、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しが必要なもの

・これまでの勧告等で存続のメルクマールに該当しない義務付け・枠付けの見直し

・これまで進めてきた指定都市などへの権限移譲等の更なる推進

ウ 住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの

等

地方からの提案の重点をわかりやすく示すことができ、政府内の検討を円滑化

(2) 地方側の頑張り

共同提案の充実

「提案段階」での共同提案に加え、「追加」共同提案
単なる「趣旨賛同」ではなく、個々の支障事例や地域の実情を積み重ねることが重要と再認識

自治体自らが検証し提案する取組

ハローワークについて、特区や一体的実施を検証の上、提案
雇用対策部会における検討促進・実現に大きく寄与

提案団体の粘り強い取組

事前相談から年末の対応方針の閣議決定に至るまで、各種照会、支障事例の詳細などについて、提案団体に精力的に対応していただいた。

行政の現場での違和感が、従来であれば、中央への陳情となっていたが、多くの地方公共団体が提案するようになるまで分権が進んだ。

(3) 部会での時間をかけた議論

各府省ヒアリング等を通じた十分な論点の整理、対応の方向性の検討
～ 関係府省等との粘り強い対話

(各府省への再検討要請時に、部会としての詳細な関心事項を文書で提示し、検討を依頼)
制度改正につながらなくとも、実際の支障に即した解決方策

2 平成28年に向けた課題

(1) 提案に係る国からのアンケートの実施

－ 関係府省が行ったアンケート結果と事務局が行ったアンケート結果が異なる

(原因)・アンケートの趣旨・目的・項目における分権の観点の有無の違い

・アンケートの実施方法の不統一(地方公共団体の事務・事業担当課のみへのアンケートで地方分権担当課が内容を知らない)

(2) 市区町村の提案団体数が低調

平成27年提案募集における提案団体数(市区町村): 39 / 1,741

都道府県: 43 / 47

(3) 今後の持続的な提案のために

地方公共団体におかれては、以下の観点に留意し、現場を再点検していただきたい。

懸案事項として既に地方分権の作業の俎上となった諸課題のなかにも、地方創生の推進や一億総活躍社会の実現を含めた社会情勢の変化のなかで新たに提案対象とすることが可能なものが含まれている。

社会情勢の変化に応じ、地方公共団体が新たな施策にチャレンジしようとする場合に、従来は桎梏と感じられてこなかった制度が障害となることは多い。

業務効率の改善・合理化を達成する目的をもって事務事業を再点検した結果、改革の課題を見出すことが可能となった事例がある。

(4) 引き続き、部会等での議論を充実

問題発見されたものを、現場と提案募集検討専門部会・事務局とが共同して、制度改正の裏付けとなる立法事実までつないでいくことが重要

引き続き、関係府省等との粘り強い対話を通じて、十分な論点の整理、対応の方向性の検討を充実

3 「対応方針」での検討事項のフォローアップ

年末の対応方針の決定に向けて、平成26年の提案及び平成27年の提案のうち「引き続き検討を進める」こととしたもの等について、秋頃までに論点整理・対応の方向性の検討が必要

平成28年の提案募集の実施について

提案募集の実施方針(平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定)に基づき、平成27年の進め方を基本的に踏襲

提案団体には、引き続き、事前相談を必ず行っていただくよう依頼
募集を前倒しし、「追加」支障事例・共同提案を早期に照会

- 3月17日募集開始(平成27年は3月23日)。6月6日募集受付終了後、直ちに、「追加」支障事例・共同提案を照会

市町村からの提案の掘り起し

- 3月から5月にかけて、内閣府主催の市町村説明会を各ブロックにて開催
開催予定場所:青森、茨城、東京、石川、京都、大阪、奈良、岡山、香川、大分

近隣自治体との連携促進

- 各種施策を連携して行っている近隣の自治体と、解決すべき地域の課題・制度の課題についてコミュニケーションを図り、提案につなげていただくよう依頼

事前相談・本提案の様式を地方の意見を踏まえて簡素化

平成28年の地方分権改革に関する提案募集方式スケジュール

平成28年

- | | |
|----------|---|
| 3月16日（水） | 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議
（平成28年の提案募集の方針の決定） |
| 3月17日（木） | 事前相談・提案受付開始 |
| 5月23日（月） | 事前相談受付終了 |
| 6月6日（月） | 提案受付終了 |
| 6月7日（火） | 共同提案の意向・支障事例等の補強照会（2週間程度） |
| 7月上旬 | 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議
（重点事項の決定）
各府省への検討要請 |
| 7月～10月 | 提案団体、各府省、地方三団体からのヒアリング |
| 10月～ | 関係府省との調整 |
| 11月下旬 | 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議（対応方針案の了承） |
| 12月中下旬 | 地方分権改革推進本部・閣議（対応方針の決定） |

提案募集を行っていただくために

事前相談

- ・ 提案への内容が固まっていなくても支障等を示していただいで、よろず相談的に内閣府が受け付けます。内閣府とのやりとりの過程で提案を固めていってください。
- ・ 担当者レベルのアイデアを相談してください。
- ・ 事前相談の段階では、首長決裁を取る必要はありません。早めに相談してください。
- ・ 事前相談は、五月雨式に出していただいても結構です。
- ・ 事前相談は、分権担当課からでも、事務・事業担当課からでも結構です。
- ・ 常日頃から感じている「この基準おかしいな」「この手続きは過剰だ」などを、相談してください。
- ・ ただし、提案は単なる国への要望ではないので、提案した場合には、年末の閣議決定まで、内閣府とのやり取りが続くことになります。

事務・事業担当課に積極的に提案を働きかけてください。

住民・事業者等からの相談窓口、「市長への手紙」の窓口など、外部から意見が寄せられている部署にも提案を働きかけていただきたい。

市町村から提案を提出する場合は、都道府県を通じる必要はありません。内閣府に直接、事前相談及び提案をしてください。

「分権室の敷居が高く、気軽に相談ができない」との声がありますが、担当者は自治体出身の調査員の方々です。

地方分権改革に関する

「提案募集制度」で業務の課題を解決しませんか？

○日々の業務の中でおかしいなと感じたことはありませんか？

国の補助要綱が実態に合っていないなあ…
支給手続も煩雑(+_+)



国との協議に時間がかかるなあ…
(非効率化している、作成書類が多い)

所管が国と県に分かれていて、
一元的な対応ができず非効率だなあ…

- こうした課題について、「地方分権改革に関する提案募集制度」（地方から国に対して、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しなど(法令に限らず、通知や補助要綱等によるものを含む)を提案する制度)を活用することで、
- ▶ 国の制度・運用が変わり、事業効果や利便性の向上、事務負担の軽減
 - ▶ 本県の政策を実現する上で支障となっている国の制度・運用の改善
- を図れる場合があります。

課題解決のアイデアを「地方分権改革アイデア募集プラットフォーム」で提案してください。

⇒提案対象となり得るものについては、担当課等と協議の上、「地方分権改革に関する提案募集制度」で国への提案につなげていきます！

■留意事項

- ・職員個人のアイデアで構いません。(所属で取りまとめる必要はありません。)
※システム上、匿名での投稿はできません。
- ・提案の対象は、現在の業務だけでなく、過去に従事した業務や他部署や市町村の業務に関係のあるものでも構いません。(ただし、知事部局の業務に限ります。)
- ・提出されたアイデアは、改革推進課及び地域政策課に情報提供します。
(企画財政部の他の業務でも参考とさせていただきます。)

■想定スケジュール

- 1/25～2/26 本プラットフォームによるアイデア募集
- 2月～3月 提案内容の確認
〔以下は、国の照会に基づき各所属に対して行う正式照会(3月の予定)と同様に取り扱います。〕
- 4月～ 担当課との協議
- 6月 知事説明
国へ提案



「地方分権改革アイデア募集プラットフォーム」の概要

